（証券コード8411）

平成21年６月１日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目５番１号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長　塚　本　隆　史

第７期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第７期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（66～75頁）をご検討くださいまして、**「議決権行使についてのご案内」（３～４頁）をご高覧のうえ、平成21年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

【書面による議決権の行使】
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法
【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】
当社指定の議決権行使サイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議決権を行使していただく方法

敬　具

記

１．日　時　　平成21年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　所　　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールＡ

３．目的事項

報告事項　第７期（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役８名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席することができます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/stock/meeting.html）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当社では、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただくことができますので、ご案内申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご郵送くださいますようお願い申し上げます。なお、議案に対して賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとしてお取扱いいたします。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

１．インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、平成21年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

(1)インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト〔下記２.(1)をご参照ください。〕をご利用いただくことによってのみ可能です。

(2)インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**が必要となります。
なお、**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**は、株主総会の都度新しいコードをご通知いたします。

(3)書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

(4)インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

(5)インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

２．インターネットによる議決権行使の具体的方法

(1)http://www.it-soukai.com/又はhttps://daiko.mizuho-tb.co.jp/にアクセスしてください。
なお、行使期間中の午前３時から午前５時までの間は、上記ＵＲＬにアクセスすることはできませんのでご了承ください。
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2)**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

(3)画面の案内に従い、議決権を行使してください。

３．ご利用環境

(1)パソコンをご利用の場合

◎パソコン	Windows®機種 （ＰＤＡ、ゲーム機には対応しておりません。）
◎ブラウザ	Microsoft® Internet Explorer5.5以上
◎インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
◎画面解像度	1024×768以上をご推奨いたします。

(2)携帯電話をご利用の場合

◎携帯電話	128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのサービスが利用できること。（一部ご利用いただけない機種がございます。）

＊Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

＊「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

＊「EZweb」は、ＫＤＤＩ株式会社の登録商標です。

＊「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の登録商標又は商標です。

＊「ＱＲコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

４．セキュリティについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主さまご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。

５．インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話番号　０１２０－７６８－５２４（フリーダイヤル）
受付時間　９：００ ～ ２１：００（土日休日を除く）

【機関投資家の皆さまへ】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

添付書類

第７期（ 平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで ）事業報告

１．当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、サブプライム問題を発端とした証券化市場の混乱を契機として、欧米を中心に資本不足や経営危機に陥る金融機関が相次いだ結果、金融機関の資金仲介能力が低下し急激な信用収縮の動きが世界的に波及・拡大するなど、金融市場の不安が著しく高まりました。

こうした金融不安は実体経済にも大きな影響を与えており、米国や欧州で個人消費や住宅投資・設備投資に一段の深刻化が見られる等、大幅な景気悪化局面が続いているほか、新興国や資源国においても景気は悪化しております。

日本経済につきましても、世界経済の悪化や円高に伴う輸出の急速な減少を受け、企業業績が著しく悪化しており、業種や規模を問わず倒産件数が増加し、株価も大幅に下落しました。また急激な生産調整に伴う雇用・所得環境の悪化等により個人消費も減少しており、内外需要の減少を背景とした大幅な景気悪化が続いております。

こうした状態のもと、主要国はサミット等を通じて、金融市場安定化や景気回復に向けた国際的な政策協調を加速させており、徐々に効果が現れつつあります。しかしながら、金融不安が長期化・深刻化し実体経済がさらに下振れする可能性も依然として残っております。

当社グループにおきましては、こうした経営環境を踏まえ、財務の健全性を十分に維持しつつ、リスク管理等ガバナンスの更なる強化を図り、メリハリをつけた経営資源配分とお客さまのニーズに即した最高の金融サービスを提供することにより、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

企業集団の主要な事業内容

みずほフィナンシャルグループ（当社グループ）は、当社、連結子会社１４５社及び持分法適用関連会社２２社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用・管理業務などの金融サービスを提供しております。

企業集団の事業の経過及び成果

平成２０年度、当社グループでは、世界的な金融市場の混乱や景気の悪化等、厳しい事業環境を背景に、国内外の各部門における減益に加え、株式相場の大幅下落に伴う減損処理の実施や与信関係費用の増加等により、誠に遺憾ながら赤字計上を余儀なくされました。

当社グループはこうした厳しい環境の中で、財務の健全性を維持すべく資本基盤の拡充に取り組みました。当年度の具体的な資本増強策といたしましては、国内で計６，５８０億円、海外で８．５億米ドルの優先出資証券を発行したほか、国内の個人投資家の方々を対象として計２，０００億円の劣後債を初めて発行いたしました。

ビジネス戦略面では、お客さまニーズに基づき編成されたグローバルコーポレート、グローバルリテール、グローバルアセット＆ウェルスマネジメントの三つのグローバルグループが、それぞれの特色を活かした以下の施策を着実に遂行してまいりました。

［ビジネス戦略］

（グローバルコーポレートグループ）

みずほコーポレート銀行は、一段と不透明さを増す足元の市場環境を十分に見極めながら経営資源の選別的・機動的な投入等を行い、グローバルな戦略展開を進めてまいりました。海外拠点ネットワークにつきましては、「みずほコーポレート銀行（中国）有限公司」をベースとして、中国内拠点の拡充（青島、広州、武漢）を進めるとともに、その他の地域（台中、マドリッド、九龍）につきましても、戦略的かつ機動的に拡充し、グロー

みずほフィナンシャルグループの経営体制

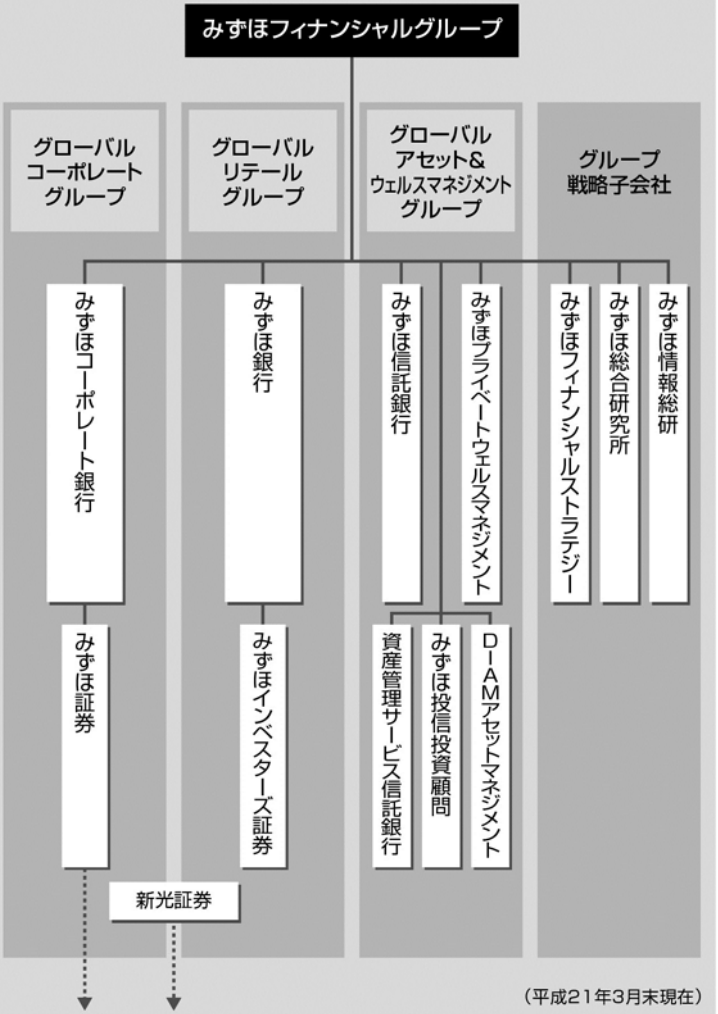

（平成21年3月末現在）

みずほ証券と新光証券は、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社といたしました。

グローバルコーポレートグループ:

大企業やグローバル企業のお客さまのニーズにお応えするため、グローバルにコーポレートバンキング業務と証券業務の連携を図り、総合金融力を活かした専門性の高い最先端の商品・サービスを提供いたします。

グローバルリテールグループ:

個人・中堅中小企業のお客さまのニーズにお応えするため、グループ各社との連携を強化し、最高の金融サービスを提供いたします。

グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ:

信託・資産運用分野やプライベートバンキング分野において、お客さまの多様かつ高度化するニーズにお応えするため、グローバルレベルの商品・サービスを提供いたします。

グループ戦略子会社

- みずほフィナンシャルストラテジー:
  金融機関に対する経営管理・企業再生等に関するアドバイザリー
- みずほ総合研究所:
  グループのシンクタンク
- みずほ情報総研:
  IT戦略会社

バルネットワークの整備をほぼ完了いたしました。また、米国やインド等の有力金融機関との戦略的提携を実施いたしました。従来から注力しているシンジケートローン（協調融資）ビジネスにつきましても、社債・ＣＰを代替するシンジケートローン案件などの組成に取り組むことにより、多様化するお客さまのニーズに対応し、円滑な資金供給に努めました。

みずほ証券は、平成２０年４月に公表いたしました「事業改革プログラム」を実施し、業務運営体制の抜本的な改革を進めました。具体的には、メリハリをつけた経営資源配分による収益力の強化を図り、併せて市場関連業務におけるリスク管理態勢・海外拠点管理態勢の強化策も着実に推進いたしました。また、効率的かつ機動的な組織運営を確保するために、部室数の５割削減による組織のスリム化や希望退職を含めた人員削減等による経費削減、役員報酬の削減等を実施いたしました。平成２１年５月には、新光証券との合併を完了したことにより、グローバルなプラットフォームを持つみずほ証券の強みと、全国規模の顧客基盤、総合証券ネットワークを持つ新光証券の強みを融合し、お客さまに最高のプロフェッショナルサービスを提供してまいります。

(グローバルリテールグループ)

みずほ銀行は、個人のお客さまに高い利便性とセキュリティを提供するため、さまざまな取組を行いました。具体的には、個人のお客さまに重点をおいた店舗「みずほパーソナルスクエア」を１４６拠点まで展開したほか、各種提案を行うフィナンシャルコンサルタントの増強に努めると同時に、資産運用や住宅ローンに関する休日相談会の拡充を行いました。また、お客さまの証券・信託に関するニーズにもお応えするため、みずほインベスターズ証券との共同店舗「プラネットブース」を１４８拠点まで展開し、みずほ信託銀行より人材を受け入れて設置した信託推進室による営業店サポート体制も強化いたしました。会員数が約６５０万人となった「みずほマイレージクラブ」につきましては、引き続きサービス向上に努めており、各種特典をご利用いただくための預り資産残高を引き下げ、平

成２１年６月以降は、ＡＴＭ時間外手数料を無料とするとともに、新たに他行宛振込手数料も一定範囲で無料化することといたしました。インターネットバンキングサービス「みずほダイレクト」では、邦銀のインターネットバンキングサービスでは初となる「リスクベース認証（＊１）」によるログイン認証強化を開始いたしました。

法人のお客さまに対しましては、中堅・中小企業のお客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的役割であると真摯に受け止め、資金需要にスピーディーにお応えするための貸出商品等の拡充や政府の緊急保証制度の活用等に取り組みました。また、事業承継、Ｍ＆Ａ、ビジネスマッチング（顧客紹介）、海外進出支援など、お客さまの事業戦略に係るソリューションを多岐にわたり提供するため、グループ各社との連携やソリューション営業推進体制の構築を進めました。

(グローバルアセット＆ウェルスマネジメントグループ)

みずほ信託銀行は、人材交流を含むグループ各社との連携を強化し、グループ全体のお客さまへの信託機能の提供に取り組みました。「アセットマネジメント」分野においては、不動産・金銭債権・有価証券のほか、排出権等のさまざまな資産を対象とした幅広い信託商品・サービスを提供しております。また、法改正等により「信託」の利用可能性が広がるなか、新商品開発に注力すべく、専門部署を設置するとともに、シンジケートローンを対象とした担保権信託（セキュリティ・トラスト）といった新たな商品の開発にも積極的に取り組んでまいりました。「ウェルスマネジメント」分野においては、相談業務専用の営業拠点である「成城トラストラウンジ」を新設するなど、お客さまの財産運用・管理に関するあらゆるサービスの提供に取り組みました。

みずほプライベートウェルスマネジメントは、日本の法制度のもとで、

＊１　リスクベース認証
不正利用の懸念があるアクセスを検知した場合、お客さまご本人の取引であることを再度確認する新しい認証方式。

欧米金融機関と同様の包括的・一元的・継続的な本格的プライベートバンキングサービスを提供しております。

みずほ投信投資顧問とＤＩＡＭアセットマネジメントは、当社グループにおける資産運用ビジネスの中核会社として、お客さまから高いご支持をいただくことを目指して、高品質なサービスを提供しております。

また、当社グループは、強固な内部管理態勢の構築に努めるとともに、ＣＳＲ（企業の社会的責任）の推進、ブランド戦略の強化に取り組みました。

内部管理態勢につきましては、当社グループは、金融商品取引法に準拠した内部統制の構築を進めるとともに、ニューヨーク証券取引所上場企業として、国際標準の一つとされる米国会計基準に則した情報開示を行う体制及び米国サーベンス・オクスリー法に準拠した内部統制の更なる強化を進めました。また、お客さま保護を更に推進するとともに、法令等違反の未然防止のため、懸念される事項を早期発見する態勢を構築するなど法令遵守態勢の強化にも取り組みました。

ＣＳＲの推進として、当社は、温室効果ガス排出量削減や紙リサイクル率・グリーン購入比率に関する目標設定など、環境負荷低減に向けた取組を行っております。さらに、大学での寄付講義・講座や東京学芸大学との金融教育に関する共同研究など、金融教育の支援に引き続き積極的に取り組みました。みずほコーポレート銀行は、大規模開発事業についての国際的な自主基準であるエクエーター原則を平成１５年に邦銀として初めて採択して以降、この原則に則って、開発地域の自然環境や社会に与える影響に配慮してプロジェクトファイナンスを実施しております。みずほ銀行は、環境関連融資商品により環境問題に前向きに取り組む企業を金融面から積極的に支援するとともに、ビジネスマッチング（顧客紹介）スキームを活用し、中小企業の環境配慮型経営を積極的に支援しております。また、「年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、誰にでも利用しやすい銀行」を目指して、引き続き店舗のバリアフリー化等を実施いたしました。

さらに、ブランド戦略といたしましては、ブランドスローガン『Channel to Discovery』の浸透を図るため、グループ内外に積極的に発信しました。同スローガンは、お客さまが、いまある夢を実現するだけでなく、その先に広がる新しい可能性を見つけ出し、より良い未来を創造していく、そのために当社グループが果たす役割を表しております。

［平成２０年度業績］

厳しい事業環境を背景に、国内法人（中堅・中小企業）関連業務、個人部門の投信・年金保険関連手数料、世界的な金融市場混乱の影響を受けた海外部門の役務収益、及び不動産市況の影響を受けた信託の財産管理部門等が減益となりました。これに加えて、今後の不透明な経済環境を踏まえた保守的な引当実施も含め、急激な景気悪化等を背景とした内外与信関係費用の増加、国内外の株式相場の下落に伴う一過性の損失計上（株式等償却額（みずほ銀行、みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行の３行合算）５，１４１億円）、及び証券化商品等の損失を引き続き計上したこと等により、当期の連結決算（連結子会社１４５社、持分法適用関連会社２２社）につきましては、経常収益３兆５，１４４億円、経常損失３，９５１億円、当期純損失５，８８８億円となりました。

主要な子会社の単体の決算状況は以下のとおりとなっております。

（単位：億円）

会　社　名	経常収益（営業収益）	経常利益	当期純利益
当社連結決算	３５，１４４	△３，９５１	△５，８８８
みずほ銀行	１２，３５９	△２，９０１	△２，９３６
みずほコーポレート銀行	１７，０５７	△２，２１４	△２，５５５
みずほ信託銀行	１，９９５	△８６	△２７８
みずほ証券	１，０８１	５５	４０

（注）主要な子会社の計数は、各社単体ベース。

財務面につきましては、平成２１年３月末現在、当社グループの連結自己資本比率（第一基準）は１０．５５％と十分な水準を確保しております。不良債権比率（みずほ銀行、みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行の３行合算）は１．７７％となりました。

平成２０年度の期末配当金につきましては、連結業績が前年度に比べて大幅に悪化いたしましたが、内部留保の状況を勘案しつつ、株主の皆さまに安定的な利益還元を行う観点から、普通株式について１０円（前年度と同水準）をお諮りさせていただくことといたしました。優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただいております。

当社グループは、これまで「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進してまいりました。平成２０年７月には、第十一回第十一種優先株式の取得請求に伴う普通株式の希薄化影響を抑制する観点から、１，５００億円の自己の株式（普通株式）の取得を行い、平成２０年９月に取得した株式の大宗を消却いたしました。

しかしながら、昨今の金融市場混乱や世界的な景気後退等を踏まえ、経営環境の更なる悪化に備えるべく、下期より「安定的な自己資本の充実」に力点を置いた運営を行ってきております。

この観点から、平成２１年５月１５日の当社取締役会において、上限６，０００億円の当社普通株式の発行に係る発行登録を行うことを決議いたしました。これにより、本源的資本の増強に資する普通株式の発行を機動的に実施するための体制を整備するものです。これは、現在の不透明な経済状況を踏まえ、更なる経営環境の悪化に備える強固かつ十分な資本余力を持つこと、並びに将来の成長に繋がるビジネス機会の捕捉･顧客ニーズへの対応に向けた柔軟性を確保することを展望するものです。

また、優先出資証券を活用した資本の充実につきましては、平成２０年７月、１２月及び平成２１年２月、当社の資本政策に係る機動性確保と柔軟性向上に加え、昨今の金融市場混乱を踏まえた更なる自己資本増強策として、海外特別目的子会社を通じて、優先出資証券３，０３０億円、３，５５０億円及び８．５億米ドルをそれぞれ発行いたしました。

さらに、平成２１年５月１５日の当社取締役会において、海外特別目的子会社を設立し、優先出資証券を発行することを決議いたしました。なお、平成２１年６月に任意償還が可能となる優先出資証券（１，７６０億円）については全額償還することとしております。

内外の景気低迷が長引く中、金融機関が自己資本を十分に維持することの重要性は一層高まっており、株主の皆さまへの着実な利益還元とあわせ、引き続き規律ある資本政策の遂行に注力してまいります。

企業集団が対処すべき課題

サブプライム問題を契機とする世界的な金融市場の混乱が、欧米をはじめとする世界各国の実体経済に大きな影響を与えており、我が国におきましても金融・経済全般にわたりその影響は急速に深刻さを増しております。

当社グループでは足元の厳しい環境の中、効率性向上とリスク対応力強化に注力しつつ、お客さまのニーズに即した金融サービスを提供してまいります。このため、環境変化を踏まえて戦略の見直しを行い、安定的な経営基盤の早期確立を図ってまいります。

グループ各社は、メリハリをつけた経営資源配分により資本の有効活用を図るなど効率的な業務運営を一層進めてまいります。また各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。併せて、磐石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢の構築に引き続き努めることで、国内外のお客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

［ビジネス戦略］

(グローバルコーポレートグループ)

みずほコーポレート銀行は、金融・経済環境の変化を踏まえつつ、コーポレートファイナンスのプロフェッショナルとしての強みを活かした金融ソリューションの提供をグローバルベースで展開してまいります。具体的には、事業再編案件・クロスボーダーM&A案件への取組や、企業再生ビジネスへの取組等を強化してまいります。一方、本部人員の削減など組織のスリム化や人員配置の効率化等を通じ、業務運営方法等も併せて見直してまいります。さらに、女性やナショナルスタッフなど多様な人材の活躍を一層促進する等、人材力の強化にも取り組んでまいります。また、グローバルベースでのリスク管理態勢・与信管理態勢の強化・高度化を進めてまいります。

みずほ証券と新光証券は平成２１年５月に合併し、新しいみずほ証券が誕生いたしました。合併後のみずほ証券は、旧みずほ証券の持つグローバルなプラットフォームと旧新光証券の持つ全国ベースのフルライン総合証券ネットワークを結合して、強固な経営基盤を確立し、お客さまに高水準のプロダクツ・サービスを通じた最適なソリューションを提供してまいります。

また、みずほコーポレート銀行とみずほ証券は、規制緩和の動きを踏まえ、連携の更なる強化を図り、銀行・証券の垣根を越えた高度なソリューションを求めるお客さまに対し、従来同様コンプライアンスを遵守しつつ最良の金融サービスを提供してまいります。

(グローバルリテールグループ)

みずほ銀行は、商業銀行の原点に立ち返り、「お客さま第一」の精神に則って、「個人」と「中堅・中小企業、並びにその経営者」のお客さまとの信頼関係を深め、発展させてまいります。

個人マーケットにおきましては、マーケティングを強化し、商品・サービスのレベルアップに努めるとともに、お客さまとの接点を拡大するため、リモートチャネルの充実を図ってまいります。人材面ではフィナンシャルコンサルタントの質を高めることで、お客さまの多種多様な金融ニーズにお応えしてまいります。

法人マーケットにおきましては、きめ細やかな与信管理を行いつつ、金融機関の使命であるとの認識を持って、中堅・中小企業のお客さまへの円滑な資金供給に積極的に取り組んでまいります。また、融資・預金・決済サービスを充実させつつ、デリバティブ、ＭＢＯ（＊２）、事業承継等、最適なソリューションの提供に努めるとともに、厳しい経済環境下でのお客さまの事業再生支援にも、より一層積極的に取り組んでまいります。

＊２　ＭＢＯ
ＭＢＯ（Management Buy-Out）＝ 経営者主導による企業買収
経営陣自らが買い手となり、自社や自社の事業、子会社を買収するM&Aの一手法。

さらに、グループ各社との連携を一層強化しグループ総合力を最大限に活用することで、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。

お客さまが安心してお取引いただけるよう、コンプライアンス・お客さま保護の徹底やセキュリティの強化につきましても、引き続き努めてまいります。

（グローバルアセット＆ウェルスマネジメントグループ）

みずほ信託銀行は、「“アセット＆ウェルス”マネジメントにおけるトップブランド」を目指し専門性の高い人材の育成に努めるとともに、お客さまとの接点を更に増やすため、営業員の増強を図るなどの取組を行ってまいります。また、人材交流等を通じ、みずほ銀行をはじめとするグループ各社との協働を引き続き強化し、グループ全体のお客さまに信託機能を幅広く提供してまいります。

みずほプライベートウェルスマネジメントは、オーナーコンサルティング機能の一層の強化、プロフェッショナルな人材の育成により、高品質なウェルスマネジメントサービスを提供し、先駆的プレーヤーとしての地位を確立してまいります。

また、みずほ投信投資顧問とＤＩＡＭアセットマネジメントは、当社グループの資産運用ビジネスの中核を担う会社として、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

当社グループは、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、強固な内部管理態勢のもとでビジネス戦略を着実に遂行するとともに、金融教育の支援や環境への取組といったＣＳＲ活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
連結経常収益	35,575	40,996	45,235	35,144
連結経常利益	9,210	7,481	3,971	△3,951
連結当期純利益	6,499	6,209	3,112	△5,888
連結純資産額	48,049	67,244	56,941	41,866
連結総資産	1,496,127	1,498,800	1,544,121	1,527,230

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（ご参考）

連結ベースの事業種類別の経常収益、経常利益につきましては、以下のとおりであります。

（単位：億円）

	銀行業	証券業	その他の事業	各事業間の取引に係る調整	連結
経常収益	31,020	3,751	2,823	(2,451)	35,144
経常利益	△3,864	△214	189	(61)	△3,951

ロ．当社の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
営業収益	1,289	12,500	8,065	4,427
受取配当額	1,125	12,209	7,708	4,105
銀行業を営む子会社	69	2,653	4,065	4,062
その他の子会社等	1,056	9,556	3,643	43
当期純利益	百万円 790,240	百万円 1,239,710	百万円 811,002	百万円 378,815
１株当たりの当期純利益	円 銭 63,040 65	円 銭 102,168 76	円 銭 68,658 41	円 銭 32 0
総資産	47,930	47,640	46,589	45,527
銀行業を営む子会社株式等	44,204	44,116	43,898	43,550
その他の子会社株式等	848	848	813	768

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たりの当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$\text{１株当たりの当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額(優先配当額等)}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

３．当社は、平成21年１月４日に端数等無償割当てを実施し、すべての株主及び端株主に対し、その所有する普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数の割当てを行っております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	証券業	その他の事業	銀行業	証券業	その他の事業
使用人数	38,288人	4,921人	6,982人	37,009人	5,150人	6,955人

（注）１．使用人数は就業者数を記載しております。
２．使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

（ご参考）

みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行（以下４社という）における使用人の状況は、以下のとおりであります。

	当年度末	前年度末
使用人数	29,466人	28,119人
平均年齢	36年 9月	37年 1月
平均勤続年数	13年 7月	13年11月
平均給与月額	445千円	453千円

（注）１．使用人数は就業者数を記載しております。
２．使用人数は４社合算、平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は４社平均であります。
３．使用人数は、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
４．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、出向者及び海外の現地採用者を除いて算出しており、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
５．平均勤続年数は、みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほ情報総研の間で転籍異動した者については転籍元会社での勤続年数を通算しております。
６．平均給与月額は、３月中の税込平均給与であり、賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行持株会社

みずほフィナンシャルグループ：本社

ロ．銀行業

みずほ銀行

	営業所数		主要な営業所
	当年度末	前年度末	
関東・甲信越	331	328	本店ほか
北海道・東北	14	14	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	74	74	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	14	14	広島支店、高松支店ほか
九州・沖縄	12	12	福岡支店ほか
合計	445	442	

（注）１．営業所には出張所、振込専用支店、ＡＴＭ統括支店（「共同利用ATM」管理専門支店）、確定拠出年金支店（確定拠出年金専用店）、インターネット支店を含んでおります。
２．上記のほか、当年度末現在において、銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所を47か店（前年度末49か店）、店舗外現金自動設備を30,558か所（前年度末28,176か所）設置しております。
３．このほか、外貨両替業務を中心とした出張所を成田空港に3か所（前年度末3か所）、関西国際空港に2か所（前年度末2か所）、店舗外外貨自動両替機を成田空港に4か所（前年度末4か所）設置しております。

みずほコーポレート銀行

	営業所数		主要な営業所
	当年度末	前年度末	
関東・甲信越	25	24	本店ほか
北海道・東北	2	2	札幌営業部、仙台営業部
北陸・東海・近畿	6	6	大阪営業部、名古屋営業部ほか
中国・四国・九州	3	3	福岡営業部ほか
国内計	36	35	
米州	10	10	ニューヨーク支店ほか
欧州・中近東	6	6	ロンドン支店ほか
アジア・オセアニア	16	14	香港支店、シンガポール支店ほか
海外計	32	30	
合計	68	65	

（注）１．営業所には出張所を含んでおります。
２．上記のほか、当年度末現在において、駐在員事務所を7か所（前年度末8か所）設置しております。

みずほ信託銀行

	営業所数		主要な営業所
	当年度末	前年度末	
関東・甲信越	23	23	本店、横浜支店ほか
北海道・東北	2	2	札幌支店、仙台支店
北陸・東海・近畿	7	7	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	2	2	広島支店、岡山支店
九州	3	3	福岡支店ほか
合計	37	37	

（注）１．営業所には出張所を含んでおります。
２．上記のほか、当年度末現在において、駐在員事務所を海外に1か所（前年度末1か所）、信託代理店54先（前年度末55先）、店舗外現金自動設備1か所（前年度末1か所）をそれぞれ設置しております。

ハ．証券業

みずほ証券：本店・関西支社

みずほインベスターズ証券

	店舗数		主要な店舗
	当年度末	前年度末	
関東・甲信越	28	29	本店、横浜支店ほか
北海道・東北	4	4	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	15	15	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	5	5	広島支店、高松支店ほか
九州	4	4	福岡支店ほか
合計	56	57	

（注）上記のほか、当年度末現在において、みずほ銀行ロビー内の「証券投資に係るご相談ブース」（プラネットブース）を148か所（前年度末134か所）設置しております。

ニ．その他の事業

みずほ情報総研：本社ほか

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

	銀　行　業	証　券　業	その他の事業
設備投資の総額	102,779	2,472	8,592

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事業セグメント	内　容	金　額
銀　行　業	みずほ銀行　原町ビル　取得	30,748

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
				百万円	%	百万円
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	銀行業務	明治30年6月7日	650,000	100.00	200,000
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	銀行業務	大正12年5月7日	1,070,965	100.00	200,001
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	大正14年5月9日	247,231	70.16 (0.46)	6,212
みずほ証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成5年7月2日	250,000	89.81 (89.81)	―
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	証券業務	大正11年12月14日	80,288	66.85 (66.85)	―
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	平成13年1月22日	50,000	54.00	―
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区	投資信託委託業務 投資顧問業務	昭和39年5月26日	2,045	98.70	848
DIAMアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資信託委託業務 投資顧問業務	昭和60年7月1日	2,000	50.00	1,500
みずほ情報総研株式会社	東京都千代田区	情報処理サービス業務	昭和45年5月11日	1,627	91.50	939
みずほ総合研究所株式会社	東京都千代田区	シンクタンク・コンサルティング業務	昭和42年12月2日	900	98.60	281
株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント	東京都千代田区	コンサルティング業務	平成17年10月3日	500	100.00	―
株式会社みずほフィナンシャルストラテジー	東京都千代田区	コンサルティング業務	平成12年9月29日	10	100.00	1,223
新光証券株式会社	東京都中央区	証券業務	大正6年7月16日	125,167	27.34 (27.34)	―
みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区	信用保証業務	昭和49年11月29日	13,281	100.00 (100.00)	―
確定拠出年金サービス株式会社	東京都中央区	確定拠出年金関連業務	平成12年9月11日	2,000	60.00 (60.00)	―
みずほファクター株式会社	東京都千代田区	ファクタリング業務	昭和52年4月1日	1,000	100.00 (100.00)	―
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル業務	昭和58年7月27日	902	49.99 (49.99)	―
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区	クレジットカード業務	平成17年10月1日	500	38.99 (38.99)	―

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
				百万円	%	百万円
みずほインターナショナル(Mizuho International plc)	英国ロンドン市	証券業務 銀行業務	昭和50年 3月14日	341,053 (2,426百万スターリングポンド)	100.00 (100.00)	―
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司(瑞穂実業銀行(中国)有限公司)	中華人民共和国 上海市	銀行業務	平成19年 6月1日	57,520 (4,000百万人民元)	100.00 (100.00)	―
オランダみずほコーポレート銀行(Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.)	オランダ王国 アムステルダム市	銀行業務 証券業務	昭和49年 3月1日	18,409 (141百万ユーロ)	100.00 (100.00)	―
インドネシアみずほコーポレート銀行(PT.Bank Mizuho Indonesia)	インドネシア共和国 ジャカルタ市	銀行業務	平成元年 7月8日	11,250 (1,323,574百万ルピア)	98.99 (98.99)	―
米国みずほコーポレート銀行(Mizuho Corporate Bank (USA))	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	銀行業務	昭和49年 11月29日	9,676 (98百万米ドル)	100.00 (100.00)	―
ドイツみずほコーポレート銀行(Mizuho Corporate Bank (Germany) Aktiengesellschaft)	ドイツ連邦共和国 ヘッセン州 フランクフルト・アム・マイン市	銀行業務 証券業務	昭和47年 12月4日	5,974 (46百万ユーロ)	83.33 (83.33)	―
ルクセンブルグみずほ信託銀行(Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 ミュンズバッハ市	信託業務 銀行業務	平成元年 3月21日	4,913 (50百万米ドル)	100.00 (100.00)	―
スイスみずほ銀行(Mizuho Bank (Switzerland) Ltd)	スイス連邦 チューリッヒ市	銀行業務 信託業務	昭和51年 10月20日	4,547 (53百万スイスフラン)	100.00 (100.00)	―
米国みずほ信託銀行(Mizuho Trust & Banking Co. (USA))	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	信託業務 銀行業務	昭和62年 10月19日	3,227 (32百万米ドル)	100.00 (100.00)	―
カナダみずほコーポレート銀行(Mizuho Corporate Bank (Canada))	カナダ オンタリオ州 トロント市	銀行業務	平成12年 11月1日	389 (5百万カナダドル)	100.00 (100.00)	―
米国みずほ証券(Mizuho Securities USA Inc.)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	証券業務	昭和51年 8月16日	22 (231千米ドル)	100.00 (100.00)	―
みずほキャピタル・マーケッツ・コーポレーション(Mizuho Capital Markets Corporation)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	デリバティブ業務	平成元年 1月27日	0 (3千米ドル)	100.00 (100.00)	―

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
３．当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
４．当社が有する子会社等の議決権比率欄の（　　）内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
５．みずほ証券株式会社と新光証券株式会社は、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社といたしました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほ銀行	700,000百万円	― 千株	― %
合計	700,000百万円	― 千株	― %

２．会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ　の　他
前　田　晃　伸	取締役社長 (代表取締役)	社団法人日本経済団体連合会副会長	
塚　本　隆　史	取締役副社長 (代表取締役)	株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長	
本　山　博　史	常務取締役		
森　田　庸　夫	常務取締役		
齋　藤　　宏	取　締　役	株式会社みずほコーポレート銀行取締役頭取	
杉　山　清　次	取　締　役	株式会社みずほ銀行取締役頭取 全国銀行協会会長	
野見山昭彦	取　締　役 (社外役員)	新日鉱ホールディングス株式会社相談役	
大　橋　光　夫	取　締　役 (社外役員)	昭和電工株式会社取締役会長	
安　樂　兼　光	取　締　役 (社外役員)		
杉　田　義　明	常勤監査役		
宗　岡　恒　雄	常勤監査役		
野　﨑　幸　雄	監　査　役 (社外役員)	弁護士	
関　　正　弘	監　査　役 (社外役員)	関公認会計士事務所	公認会計士
石　坂　匡　身	監　査　役 (社外役員)	財団法人大蔵財務協会理事長	

（注）１．小野 正人及び西堀 利の両氏は、平成20年６月26日付で取締役を辞任しております。
２．山本 茂氏は、平成20年６月26日付で監査役を辞任しております。
３．角谷 正彦氏は、平成20年６月26日付で監査役を退任しております。

４．取締役のうち、野見山 昭彦、大橋 光夫及び安樂 兼光の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
５．監査役のうち、野﨑 幸雄、関 正弘及び石坂 匡身の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
６．当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、次のとおりであります。

（年度末現在）

地　位	氏　名	担　当
社　長	前　田　晃　伸	業務執行統括
副社長執行役員	塚　本　隆　史	業務執行統括補佐、財務・主計グループ長
常務執行役員	本　山　博　史	企画グループ長兼ＩＴ・システム・事務グループ長
常務執行役員	森　田　庸　夫	内部監査部門長
常務執行役員	齊　藤　　肇	リスク管理グループ長兼人事グループ長兼コンプライアンス統括グループ長
執行役員	村　上　政　徳	コーポレート・コミュニケーション部長
執行役員	広　井　秀　美	グループ戦略部長
執行役員	岡　部　俊　胤	秘書室長

（ご参考）

４月１日付の会社役員の状況は、次のとおりであります。

（平成２１年４月１日現在）

氏　　名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ　の　他
前　田　晃　伸	取締役会長	社団法人日本経済団体連合会副会長	
塚　本　隆　史	取締役社長(代表取締役)		
齋　藤　　宏	取　締　役	株式会社みずほコーポレート銀行取締役会長	
杉　山　清　次	取　締　役	株式会社みずほ銀行取締役会長 全国銀行協会会長	
本　山　博　史	取　締　役	株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取	
森　田　庸　夫	取　締　役		
野見山昭彦	取　締　役（社外役員）	新日鉱ホールディングス株式会社相談役	
大　橋　光　夫	取　締　役（社外役員）	昭和電工株式会社取締役会長	
安　樂　兼　光	取　締　役（社外役員）		
杉　田　義　明	常勤監査役		
宗　岡　恒　雄	常勤監査役		
野　﨑　幸　雄	監　査　役（社外役員）	弁護士	
関　　正　弘	監　査　役（社外役員）	関公認会計士事務所	公認会計士
石　坂　匡　身	監　査　役（社外役員）	財団法人大蔵財務協会理事長	

（注）１．取締役のうち、野見山 昭彦、大橋 光夫及び安樂 兼光の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査役のうち、野﨑 幸雄、関 正弘及び石坂 匡身の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．４月１日付の執行役員は、次のとおりであります。

（平成２１年４月１日現在）

地　　位	氏　　名	担　　当
社　　長	塚　本　隆　史	業務執行統括、人事グループ長
副社長執行役員	小　崎　哲　資	業務執行統括補佐、財務・主計グループ長
常務執行役員	齊　藤　　肇	内部監査部門長
常務執行役員	中　野　武　夫	リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括グループ長兼財務・主計グループ担当
常務執行役員	安　部　大　作	企画グループ長兼ＩＴ・システム・事務グループ長兼グループ戦略部長
執　行　役　員	倉　中　　伸	人事部長
執　行　役　員	岩　本　　洋	経営企画部付みずほ総合研究所株式会社常務執行役員
執　行　役　員	小　池　正　兼	財務企画部長

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報酬等
取　締　役	11	336
監　査　役	7	78
計	18	414

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．報酬限度額は、取締役につきましては年額740百万円、監査役につきましては年額180百万円となっております。
３．役員賞与はございません。
４．上記以外に、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額等として、平成20年６月26日開催の第６期定時株主総会において第７号議案「退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈、並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件」をご決議いただくまでの期間に相当する額（取締役６名につき27百万円、監査役２名につき４百万円）を計上しております。
５．また、当事業年度において支給した、もしくは今後支給予定の役員退職慰労金は、当事業年度以前の事業報告にてご報告した金額を除き、取締役４名に対し115百万円、監査役２名に対し29百万円であります。

３．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏　　名	兼　任　そ　の　他　の　状　況
野　見　山　昭　彦	新日鉱ホールディングス株式会社相談役
大　　橋　　光　　夫	昭和電工株式会社取締役会長
安　　樂　　兼　　光	
野　　﨑　　幸　　雄	株式会社みずほ銀行社外監査役、株式会社みずほコーポレート銀行社外監査役
関　　　　正　　弘	関公認会計士事務所
石　　坂　　匡　　身	財団法人大蔵財務協会理事長

（注）　取締役大橋 光夫氏の三親等以内の親族が、当社従業員として勤務しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
野見山昭彦	１年 ９か月	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、18回に出席しております。	新日鉱ホールディングス株式会社での豊富な経験及び経営者としての幅広い識見を活かし、議案審議等にあたり社外の立場から発言
大橋光夫	３年 ９か月	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、18回に出席しております。	昭和電工株式会社での豊富な経験及び経営者としての幅広い識見を活かし、議案審議等にあたり社外の立場から発言
安樂兼光	１年 ９か月	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、20回に出席しております。	日産自動車株式会社での豊富な経験及び経営者としての幅広い識見を活かし、議案審議等にあたり社外の立場から発言
野﨑幸雄	６年 ２か月	当事業年度に開催された取締役会23回のうち、20回に出席しております。また、当事業年度に開催された監査役会15回のすべてに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から発言
関　　正弘	２年 ９か月	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席しております。また、当事業年度に開催された監査役会15回のすべてに出席しております。	日米にわたる会計専門家としての見地から発言
石坂匡身	９か月	平成20年６月の監査役就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回のうち、16回に出席しております。また、平成20年６月の監査役就任以降、当事業年度に開催された監査役会11回のうち、10回に出席しております。	主に大蔵省等での経験を通じて培った専門性を活かした発言

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
野見山昭彦	会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約
大橋光夫	
安樂兼光	
野﨑幸雄	会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約
関　　正弘	
石坂匡身	

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7	69	14

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　　２．上記以外に、役員退職慰労引当金等はございません。また、役員賞与はございません。

４．当社の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数	28,485,271,000株
発行可能種類株式総数	
普　通　株　式	24,115,759,000株
第十一種の優先株式	1,369,512,000株
第十二種の優先株式	1,500,000,000株
第十三種の優先株式	1,500,000,000株

発行済株式の総数	
普　通　株　式	11,178,940,660株
第十一回第十一種優先株式	914,752,000株
第十三回第十三種優先株式	36,690,000株

（注）１．平成20年７月７日から平成20年７月24日（約定ベース）にかけて自己の株式（普通株式）283,500株を取得し、276,500株を平成20年９月26日に消却したことにより、普通株式276,500株が減少いたしました。これに伴い、「発行可能株式総数」及び普通株式の「発行可能種類株式総数」は、276,500株減少いたしました。

２．平成20年７月１日から平成20年12月31日までに、第十一回第十一種優先株式31,789株の取得請求により、普通株式59,186株が増加いたしました。また、取得請求のあった第十一回第十一種優先株式のうち28,988株を平成20年９月26日に消却いたしました。これに伴い、「発行可能株式総数」及び第十一種の優先株式の「発行可能種類株式総数」は、28,988株減少いたしました。

３．上記（注）１．と２．の株式数は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）第88条の規定に基づき、平成21年１月４日に実施いたしました端数等無償割当て前における株式数で記載しております。

(2) 当年度末株主数

普　通　株　式	488,834名
第十一回第十一種優先株式	1,776名
第十三回第十三種優先株式	49名

（注）上記の普通株式の株主数は、単元未満株式のみを有する株主8,414名を含んでおりません。

(3) 大 株 主

イ. 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	613,467,800	5.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４Ｇ）	608,481,100	5.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	421,309,500	3.76
第一生命保険相互会社	209,950,000	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	160,188,100	1.43
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託明治安田生命保険口　再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	137,000,000	1.22
日本生命保険相互会社	132,630,760	1.18
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ (常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行)	130,047,800	1.16
オーディー０５オムニバスチャイナトリーティ８０８１５０ (常任代理人　株式会社三井住友銀行)	129,380,041	1.15
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	81,606,500	0.73

ロ.優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	株 46,164,000	% 4.85
クレジット スイス ファースト ボストン ヨーロッパ ピービーセク アイエヌティ ノントリーティ クライエント (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	45,690,000	4.80
ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービー セグリゲイテッド クライアント アカウント (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	41,195,000	4.32
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	40,945,000	4.30
第一生命保険相互会社	27,000,000	2.83
明治安田生命保険相互会社	25,000,000	2.62
ノムラ インターナショナル ピーエルシー アカウント シービー クライアント (常任代理人 野村證券株式会社)	20,645,000	2.16
株式会社損害保険ジャパン	19,000,000	1.99
モルガン・スタンレー アンド カンパニー インク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	18,790,000	1.97
ビーエヌピー パリバ ロンドン ブランチ フォー ビーエヌピーピーピービー エボトック (常任代理人 香港上海銀行)	16,350,000	1.71

(大株主に係る注記)

1．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

2．ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズは、ヒーロー アンド カンパニーが名称変更したもので、米国預託証券（ADR)発行のため預託された株式の名義人であります。

3．優先株式につきましては、第十一回第十一種及び第十三回第十三種優先株式の合計を記載しております。

4．普通株式の持株比率につきましては、自己株式（11,335,903株）を含めて算定しております。また、優先株式につきましても、自己株式（2,801,000株）を含めて算定しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成21年１月４日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、平成21年１月３日現在の株主及び端株主に対し、その所有する普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数の割当てをいたしました。また、併せて、すべての種類の株式について、１単元を100株とする単元株式制度を採用いたしました。

５．当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社並びに当社の子会社である株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

①新株予約権の名称	株式会社みずほフィナンシャルグループ 第１回新株予約権
②新株予約権の割当日	平成21年２月16日
③新株予約権の個数	5,409個
④目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,409,000株
⑤発行価額	190,910円（新株予約権１個当たり）
⑥行使価格	１円（株式１株当たり）
⑦行使期間	平成21年２月17日から平成41年２月16日まで

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役の保有人数と個数
第１回新株予約権	897個	普通株式 897,000株	６名 897個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	使用人（執行役員）の保有人数と個数	子会社の会社役員及び使用人（執行役員）の保有人数と個数
第１回新株予約権	4,512個	普通株式 4,512,000株	４名 181個	83名 4,331個

６．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士　松村　直季 公認会計士　江見　睦生 公認会計士　茂木　哲也 公認会計士　三浦　　昇	48百万円	当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である自己資本比率算定に係る調査手続業務等を委託し、対価を支払っております。

(注) １．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。
３．当社及び連結される子会社及び子法人等が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、4,337百万円であります。
なお、当社及び連結される子会社及び子法人等と当社の会計監査人との間の契約に基づき支払うべき金額のうち確定していないものについては、概算値によっております。
４．新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年７月１日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、取締役会並びに監査役会において検討いたします。

また、不再任につきましては、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、取締役会並びに監査役会において検討いたします。

ロ．当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社及び子法人等のうち、みずほインターナショナル（Mizuho International plc）ほか11社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

7．業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等のコンプライアンス関連規程において、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を定めております。
・具体的には、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、定期的に実施状況をフォローアップしております。また、反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、上記計画において、「反社会的勢力との対決」をグループ共通の重点施策として位置付けております。
・当社の取締役会において、上記の「コンプライアンスの基本方針」等に基づく体制を、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として決議しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、「情報セキュリティポリシー」等の情報管理関連規程において、情報の保存・管理等に関する体制を定めており、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理についても、これらの規程に基づいて保存・管理等を行っております。
・具体的には、取締役会・経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施しております。
・当社の取締役会において、上記の「情報セキュリティポリシー」等に基づく体制を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として決議しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、「総合リスク管理の基本方針」をはじめとする各種リスク管理の基本方針等のリスク管理関連規程において、損失の危険の管理に関する体制を定めております。
・具体的には、各種リスクの定義、リスク管理を行うための体制の整備と人材の育成等を定め、リスクを定性・定量的に把握するとともに、経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行っております。
・当社の取締役会において、上記の「総合リスク管理の基本方針」等に基づく体制を、損失の危険の管理に関する規程その他の体制として決議しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、「取締役会規程」「経営会議規程」「経営政策委員会規程」「組織規程」「決裁権限規程」等の規程において、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定めております。
・具体的には、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会を設置し、当社全体として取締役の職務執行の効率性を確保しております。
・当社の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として決議しております。

⑸ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、「グループ経営管理規程」等において、企業集団の業務の適正を確保するための体制を定めております。
・具体的には、当社が「グループ経営管理規程」に基づき、主要グループ会社に対する直接経営管理を実施するとともに、主要グループ会社以外の子会社・関連会社については、当社が定めた基準に従い、主要グループ会社が経営管理を行っております。
・当社の取締役会において、上記の「グループ経営管理規程」等に基づく体制を、当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として決議しております。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・当社は、「組織規程」において、監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項を定めております。
・具体的には、監査役職務の補助に関する事項及び監査役会事務局に関する事項を所管する監査役室を設置し、監査役の指示に従う監査役室長がその業務を統括しております。
・当社の取締役会において、上記の「組織規程」に規定する事項を、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項として決議しております。

⑺ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

・当社は、「取締役会規程」の付則において、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項を定めております。
・具体的には、監査役職務の補助使用人に係る人事及び組織変更については、事前に監査役会が指名した監査役と協議することとしております。
・当社の取締役会において、上記の「取締役会規程」の付則に規定する事項を、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項として決議しております。

⑻ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社は、「取締役会規程」「経営会議規程」等において、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制を定めております。
・具体的には、取締役会、経営会議等への監査役の出席について規定するとともに、社長宛稟議の監査役への回覧、コンプライアンス・ホットラインの通報内容の報告、内部監査結果の報告等の体制を整備しております。
・当社の取締役会において、上記の「取締役会規程」等に基づく体制を、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制として決議しております。

⑼ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は、「内部監査の基本方針」等において、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を定めております。
・具体的には、内部監査部門、監査役及び会計監査人が、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連係しております。
・当社の取締役会において、上記の「内部監査の基本方針」等に基づく体制を、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として決議しております。

第７期末（平成２１年３月３１日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	5,720,253	預金	77,179,540
コールローン及び買入手形	141,296	譲渡性預金	9,359,479
買現先勘定	6,270,321	債券	2,300,459
債券貸借取引支払保証金	5,819,418	コールマネー及び売渡手形	6,449,829
買入金銭債権	2,612,368	売現先勘定	9,173,846
特定取引資産	13,514,509	債券貸借取引受入担保金	4,110,941
金銭の信託	40,693	特定取引負債	7,995,359
有価証券	30,173,632	借用金	8,941,972
貸出金	70,520,224	外国為替	591,132
外国為替	980,003	短期社債	428,785
金融派生商品	7,872,780	社債	4,597,403
その他資産	4,138,508	信託勘定借	986,147
有形固定資産	842,809	金融派生商品	7,578,211
建物	283,992	その他負債	4,620,459
土地	410,391	賞与引当金	47,942
リース資産	8,678	退職給付引当金	36,329
建設仮勘定	19,931	役員退職慰労引当金	1,978
その他の有形固定資産	119,815	貸出金売却損失引当金	28,711
無形固定資産	303,854	偶発損失引当金	20,555
ソフトウェア	232,786	ポイント引当金	11,389
リース資産	1,354	睡眠預金払戻損失引当金	13,605
その他の無形固定資産	69,713	債券払戻損失引当金	8,973
繰延税金資産	722,160	特別法上の引当金	1,750
支払承諾見返	3,939,818	繰延税金負債	7,486
貸倒引当金	△889,579	再評価に係る繰延税金負債	104,355
投資損失引当金	△3	支払承諾	3,939,818
		負債の部合計	**148,536,464**
		（純資産の部）	
		資本金	1,540,965
		資本剰余金	411,318
		利益剰余金	608,053
		自己株式	△6,218
		株主資本合計	2,554,119
		その他有価証券評価差額金	△519,574
		繰延ヘッジ損益	67,525
		土地再評価差額金	146,447
		為替換算調整勘定	△114,765
		評価・換算差額等合計	△420,367
		新株予約権	1,187
		少数株主持分	2,051,667
		純資産の部合計	**4,186,606**
資産の部合計	**152,723,070**	**負債及び純資産の部合計**	**152,723,070**

第７期（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**3,514,428**
資金運用収益	2,144,436	
貸出金利息	1,367,354	
有価証券利息配当金	466,785	
コールローン利息及び買入手形利息	8,253	
買現先利息	149,001	
債券貸借取引受入利息	37,853	
預け金利息	36,393	
その他の受入利息	78,793	
信託報酬	55,891	
役務取引等収益	514,997	
特定取引収益	301,521	
その他業務収益	259,151	
その他経常収益	238,431	
経常費用		**3,909,560**
資金調達費用	1,075,584	
預金利息	390,176	
譲渡性預金利息	87,019	
債券利息	17,594	
コールマネー利息及び売渡手形利息	46,394	
売現先利息	196,546	
債券貸借取引支払利息	41,493	
コマーシャル・ペーパー利息	21	
借用金利息	74,093	
短期社債利息	5,916	
社債利息	83,638	
その他の支払利息	132,690	
役務取引等費用	98,343	
その他業務費用	295,102	
営業経費	1,192,701	
その他経常費用	1,247,828	
貸倒引当金繰入額	280,250	
その他の経常費用	967,578	
経常損失（△）		**△395,131**
特別利益		**22,137**
固定資産処分益	2,205	
償却債権取立益	19,001	
金融商品取引責任準備金取崩額	930	
特別損失		**32,882**
固定資産処分損	11,155	
減損損失	10,898	
その他の特別損失	10,828	
税金等調整前当期純損失（△）		**△405,877**
法人税、住民税及び事業税	48,247	
法人税等調整額	109,103	
法人税等合計		157,350
少数株主利益		25,586
当期純損失（△）		**△588,814**

第７期（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,540,965
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	1,540,965
資本剰余金	
前期末残高	411,093
当期変動額	
自己株式の処分	225
当期変動額合計	225
当期末残高	411,318
利益剰余金	
前期末残高	1,476,129
当期変動額	
剰余金の配当	△133,898
当期純損失(△)	△588,814
自己株式の処分	△101
自己株式の消却	△146,308
土地再評価差額金の取崩	1,046
当期変動額合計	△868,076
当期末残高	608,053
自己株式	
前期末残高	△2,507
当期変動額	
自己株式の取得	△150,359
自己株式の処分	280
自己株式の消却	146,308
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	60
当期変動額合計	△3,710
当期末残高	△6,218
株主資本合計	
前期末残高	3,425,680
当期変動額	
剰余金の配当	△133,898
当期純損失(△)	△588,814
自己株式の取得	△150,359
自己株式の処分	404
自己株式の消却	－
土地再評価差額金の取崩	1,046
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	60
当期変動額合計	△871,560
当期末残高	2,554,119
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	401,375
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△920,949
当期変動額合計	△920,949
当期末残高	△519,574

（単位：百万円）

科目	金額
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	5,985
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	61,539
当期変動額合計	61,539
当期末残高	67,525
土地再評価差額金	
前期末残高	147,467
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,020
当期変動額合計	△1,020
当期末残高	146,447
為替換算調整勘定	
前期末残高	△78,394
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△36,371
当期変動額合計	△36,371
当期末残高	△114,765
評価・換算差額等合計	
前期末残高	476,434
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△896,802
当期変動額合計	△896,802
当期末残高	△420,367
新株予約権	
前期末残高	－
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,187
当期変動額合計	1,187
当期末残高	1,187
少数株主持分	
前期末残高	1,792,045
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	259,621
当期変動額合計	259,621
当期末残高	2,051,667
純資産合計	
前期末残高	5,694,159
当期変動額	
剰余金の配当	△133,898
当期純損失(△)	△588,814
自己株式の取得	△150,359
自己株式の処分	404
自己株式の消却	－
土地再評価差額金の取崩	1,046
持分法適用会社が保有する親会社株式等の減少	60
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△635,992
当期変動額合計	△1,507,553
当期末残高	4,186,606

【連結注記表】

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

１．子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

２．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　145社

主要な会社名

株式会社みずほ銀行

株式会社みずほコーポレート銀行

みずほ信託銀行株式会社

みずほ証券株式会社

なお、Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited他９社は、設立等により当連結会計年度から連結しております。

また、みずほクレジット株式会社他10社は、清算等により連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

３．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等　22社

主要な会社名

株式会社千葉興業銀行

新光証券株式会社

なお、日本株主データサービス株式会社他２社は、設立により当連結会計年度から持分法の対象に含めております。

また、Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co.,Ltd.他１社は、株式の売却等により持分法の対象から除いております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

Asian-American Merchant Bank Limited

持分法非適用の非連結子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

４．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

10月末日	１社
12月末日	55社
３月末日	62社
６月最終営業日の前日	23社
12月最終営業日の前日	４社

(2) 10月末日、６月最終営業日の前日及び12月最終営業日の前日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

５．開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結される子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社（ケイマン法人等の形態によっております。）25社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社25社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は2,984,889百万円、負債総額（単純合算）は2,984,039百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当連結会計年度末残高

貸出金	2,051,070百万円
信用枠及び流動性枠	543,269百万円

主な損益

貸出金利息	23,612百万円
役務取引等収益	3,468百万円

６．連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

７．のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんについては、原則として発生年度以降20年以内で均等償却しており、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。

８．会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結決算期末月１ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ﾛ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(ｲ)と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	３年～50年
その他	２年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。
(5) 繰延資産の処理方法
① 社債発行費
社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。
② 債券発行費用
債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。
③ 社債発行差金
社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年３月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年８月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。
(6) 貸倒引当金の計上基準
主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。
なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は540,000百万円であります。
上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債等が含まれております。
その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
(7) 投資損失引当金の計上基準
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失

引当金31,786百万円を相殺表示しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準

貸出金売却損失引当金は、昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

また、平成20年12月末において、貸出金売却損失引当金を計上していた売却予定貸出金のうち、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題のないと認められる欧州拠点の与信先に対する一部の貸出金等348,279百万円については、公正な評価額で売却することが困難であることから、保有を続けることが合理的であると判断し、当面の間は売却を行わないこととしたため、合理的に算定された価額により売却予定貸出金以外の貸出金へ保有目的区分の変更を行いました。これにより、当連結会計年度末において引き続き売却予定貸出金としていた場合に比べ、「貸出金」が27,728百万円減少し、「貸出金売却損失引当金」が70,198百万円減少しております。また、「その他の経常費用」が41,130百万円減少しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(13) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

(14) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者等からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(15) 債券払戻損失引当金の計上基準

債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

（追加情報）

負債計上を中止した債券について、従来、払戻請求時に損失計上しておりましたが、払戻に関するデータ整備・分析が進み、合理的な見積りが可能となったことから、当連結会計年度末より債券払戻損失引当金を計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失は8,973百万円増加しております。

(16) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,750百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の５第１項及び第48条の３第１項の規定に基づき計上しております。

(17) 外貨建資産・負債の換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

上記以外の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

(ｲ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

（ⅰ）相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

（ⅱ）キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は84,716百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は80,611百万円（同前）であります。

(ﾛ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ﾊ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(19) 消費税等の会計処理

当社及び国内の連結される子会社・子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年４月１日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は8,661百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1,354百万円、「その他負債」中のリース債務は18,667百万円増加し、特別損失は10,828百万円増加、税金等調整前当期純損失は8,299百万円増加しております。

表示方法の変更

従来、「金融派生商品」（資産の部）は「その他資産」に含め、「金融派生商品」（負債の部）は「その他負債」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。

なお、前連結会計年度末の「その他資産」に含まれる「金融派生商品」は6,185,988百万円であり、「その他負債」に含まれる「金融派生商品」は5,633,810百万円であります。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

１．変動利付国債

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社は、「有価証券」のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が97,748百万円増加、「繰延税金資産」が7,488百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が85,946百万円、「少数株主持分」が4,312百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

２．証券化商品

国内銀行連結子会社の欧州拠点及び米州拠点等の貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、従来、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等を市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額であると判断し、当該評価をもって時価としておりましたが、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。

これにより、「有価証券」が144,286百万円、「その他有価証券評価差額金」が36,908百万円増加しております。また、「その他業務収益」が416百万円増加し、「その他業務費用」が52,883百万円、「その他の経常費用」のうちの主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う損失が54,078百万円減少し、「経常損失」が107,378百万円減少しております。

なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した証券化商品の連結貸借対照表価額は515,199百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、住宅ローン担保証券、ローン担保証券、商業不動産ローン担保証券、その他の資産担保証券であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．有価証券には、非連結子会社・子法人等及び関連法人等の株式110,668百万円及び出資金421百万円を含んでおります。

２．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,490百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は8,066,097百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,339,133百万円であります。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は112,197百万円、延滞債権額は700,358百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は18,764百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は480,118百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,311,439百万円であります。

なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は613,244百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	4,012,042百万円
有価証券	8,960,855百万円
貸出金	12,437,626百万円
その他資産	1,014百万円
有形固定資産	297百万円
担保資産に対応する債務	
預金	643,196百万円
コールマネー及び売渡手形	2,020,400百万円
売現先勘定	2,983,330百万円
債券貸借取引受入担保金	3,546,611百万円
借用金	7,677,083百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」10,205百万円、「特定取引資産」502,411百万円、「有価証券」2,524,405百万円を差し入れております。

非連結子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は110,982百万円、デリバティブ取引差入担保金は1,237,247百万円、先物取引差入証拠金は61,079百万円、その他の証拠金等は8,277百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡

した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は、972百万円であります。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,576,376百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が47,284,078百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第５号に定める鑑定評価に基づいて算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	123,580百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　747,180百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　39,365百万円
13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金665,942百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債2,249,622百万円が含まれております。
15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託882,035百万円、貸付信託49,756百万円であります。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は1,282,762百万円であります。
17. １株当たりの純資産額　104円38銭
18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,156,667百万円
年金資産（時価）	998,778
未積立退職給付債務	△157,889
未認識数理計算上の差異	680,451
連結貸借対照表計上額の純額	522,562
前払年金費用	558,891
退職給付引当金	△36,329

19. （重要な後発事象）証券子会社の合併について

連結される子会社であるみずほ証券株式会社（以下「旧みずほ証券」という。）と関連法人等である新光証券株式会社（以下「新光証券」という。）は、それぞれ平成21年３月４日の取締役会の承認を経て合併契約を締結し、平成21年４月３日に開催された両社の株主総会において当該合併契約承認が決議され、平成21年５月７日に合併（以下「本合併」という。）致しました。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得企業を決定するに至った主な根拠

① 被取得企業の名称　新光証券株式会社
② 事業の内容　金融商品取引業
③ 企業結合を行った主な理由　みずほフィナンシャルグループの一員として、銀行系の証券会社としての強みを生かし、先行きの不透明感の強い市場の中で競争力をつけるとともに、お客さまへのサービス提供力を向上させ、更には、グローバルベースで競争力のある最先端の総合金融サービスを提供できる体制への再構築が必要であると判断したため
④ 企業結合日　平成21年５月７日
⑤ 企業結合の法的形式　新光証券を吸収合併存続会社とし、旧みずほ証券を吸収合併消滅会社とした合併
⑥ 結合後企業の名称　みずほ証券株式会社
⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠　法的に消滅会社となる旧みずほ証券の株主である株式会社みずほコーポレート銀行が、本合併により新会社の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合会計上は旧みずほ証券が取得企業に該当し、新光証券が被取得企業となったもの

(2) 合併比率、算定方法、交付株式数

① 合併比率

会社名	新光証券（存続会社）	旧みずほ証券（消滅会社）
合併比率	1	122

② 算定方法

旧みずほ証券及び新光証券は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、それぞれ合併比率算定のための第三者評価機関を任命し、その算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

③ 交付株式数

普通株式　815,570,000株

（連結損益計算書関係）

1．「その他経常収益」には、株式等売却益100,688百万円、一部の国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における信用リスク減殺取引に係る利益72,617百万円、国内銀行連結子会社における株式等派生商品収益32,096百万円を含んでおります。

2．「その他の経常費用」には、株式等償却482,163百万円及び貸出金償却272,328百万円を含んでおります。

3．「その他の特別損失」は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載したリース取引に関する会計基準適用による影響額10,828百万円であります。

4．１株当たり当期純損失金額　　54円14銭

5．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度は１株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。

6．当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
－	遊休資産	ソフトウェア等	9,211
－	－	その他	1,687

ソフトウェア等は、一部の国内連結子会社において、次期基幹システム構築の凍結に伴い発生した遊休資産について、減損損失を計上したものであります。減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。回収可能価額については、正味売却価額によっており、正味売却価額は、売却価額を零として評価しております。

7．外国法人税については、従来、法人税法上損金処理をしていたため「その他の経常費用」に計上しておりましたが、当連結会計年度末において法人税法上の税額控除の適用を受けることとしたため、「法人税、住民税及び事業税」に計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、「その他の経常費用」が20,684百万円減少し、「法人税、住民税及び事業税」が同額増加しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,396	11,167,820	276	11,178,940	注１
第十一回第十一種優先株式	943	913,837	28	914,752	注２
第十三回第十三種優先株式	36	36,653	－	36,690	注３
合計	12,376	12,118,311	305	12,130,382	
自己株式					
普通株式	4	11,621	290	11,335	注４
第十一回第十一種優先株式	－	2,829	28	2,801	注５
合計	4	14,451	319	14,136	

注１．増加は取得請求（59千株）並びに端数等無償割当て（11,167,761千株）によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却によるものであります。

２．増加は端数等無償割当てによるものであり、減少は自己株式（優先株式）の消却によるものであります。

３．増加は端数等無償割当てによるものであります。

４．増加は自己株式（普通株式）の取得（283千株）、端株及び単元未満株式の買取（11千株）並びに端数等無償割当て（11,326千株）によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却（276千株）並びに端株及び単元未満株式の買増請求に応じたこと（11千株）等によるものであります。

5．増加は取得請求（31千株）並びに端数等無償割当て（2,798千株）によるものであり、減少は自己株式（優先株式）の消却によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当社	新株予約権（自己新株予約権）	－	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	
	ストック・オプションとしての新株予約権	－					1,032	
連結子会社・子法人等（自己新株予約権）		－					155 （－）	
合計		－					1,187 （－）	

3．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日定時株主総会	普通株式	113,922百万円	10,000円	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第十一回第十一種優先株式	18,874百万円	20,000円	平成20年3月31日	
	第十三回第十三種優先株式	1,100百万円	30,000円	平成20年3月31日	
合計	－	133,898百万円	－	－	－

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
平成21年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式及び優先株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日定時株主総会	普通株式	111,676百万円	利益剰余金	10円	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第十一回第十一種優先株式	18,239百万円	利益剰余金	20円	平成21年3月31日	
	第十三回第十三種優先株式	1,100百万円	利益剰余金	30円	平成21年3月31日	

なお、当社は、平成21年1月4日付で端数等無償割当てを実施しております。

第７期末（平成２１年３月３１日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**108,064**	**流動負債**	**939,978**
現金及び預金	16,056	短期借入金	700,000
前渡金	4	短期社債	160,000
前払費用	1,275	未払金	1,229
未収入金	90,120	未払費用	619
その他の流動資産	607	預り金	236
固定資産	**4,444,677**	賞与引当金	272
有形固定資産	**1,327**	偶発損失引当金	77,620
建物	558	その他の流動負債	0
器具及び備品	769	**固定負債**	**4,151**
無形固定資産	**4,123**	繰延税金負債	512
商標権	71	退職給付引当金	1,231
ソフトウェア	4,031	その他の固定負債	2,407
その他の無形固定資産	20	**負債の部合計**	**944,130**
投資その他の資産	**4,439,225**	（純資産の部）	
投資有価証券	2	**株主資本**	**3,607,610**
関係会社株式	4,431,880	**資本金**	**1,540,965**
その他	7,342	**資本剰余金**	**385,241**
		資本準備金	385,241
		利益剰余金	**1,687,622**
		利益準備金	4,350
		その他利益剰余金	1,683,272
		繰越利益剰余金	1,683,272
		自己株式	**△6,218**
		評価・換算差額等	**△32**
		その他有価証券評価差額金	△32
		新株予約権	1,032
		純資産の部合計	**3,608,611**
資産の部合計	**4,552,741**	**負債及び純資産の部合計**	**4,552,741**

第７期（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**442,701**
関係会社受取配当金	410,517
関係会社受入手数料	32,183
営業費用	**19,968**
販売費及び一般管理費	19,968
営業利益	**422,733**
営業外収益	**246**
受取利息	98
受取賃貸料	2
その他の営業外収益	144
営業外費用	**11,017**
支払利息	9,612
短期社債利息	1,343
その他の営業外費用	61
経常利益	**411,961**
特別利益	**46,069**
関係会社株式処分益	44,185
その他の特別利益	1,883
特別損失	**79,335**
偶発損失引当金繰入額	77,620
その他の特別損失	1,714
税引前当期純利益	**378,695**
法人税、住民税及び事業税	6
法人税等調整額	△126
法人税等合計	**△120**
当期純利益	**378,815**

第７期（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,540,965
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	1,540,965
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	385,241
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	385,241
資本剰余金合計	
前期末残高	385,241
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	385,241
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	4,350
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	4,350
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,584,764
当期変動額	
剰余金の配当	△133,898
当期純利益	378,815
自己株式の処分	△101
自己株式の消却	△146,308
当期変動額合計	98,507
当期末残高	1,683,272
利益剰余金合計	
前期末残高	1,589,114
当期変動額	
剰余金の配当	△133,898
当期純利益	378,815
自己株式の処分	△101
自己株式の消却	△146,308
当期変動額合計	98,507
当期末残高	1,687,622

（単位：百万円）

科目	金額
自己株式	
前期末残高	△2,447
当期変動額	
自己株式の取得	△150,359
自己株式の処分	280
自己株式の消却	146,308
当期変動額合計	△3,770
当期末残高	△6,218
株主資本合計	
前期末残高	3,512,873
当期変動額	
剰余金の配当	△133,898
当期純利益	378,815
自己株式の取得	△150,359
自己株式の処分	179
当期変動額合計	94,737
当期末残高	3,607,610
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△27
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4
当期変動額合計	△4
当期末残高	△32
新株予約権	
前期末残高	－
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,032
当期変動額合計	1,032
当期末残高	1,032
純資産合計	
前期末残高	3,512,845
当期変動額	
剰余金の配当	△133,898
当期純利益	378,815
自己株式の取得	△150,359
自己株式の処分	179
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,027
当期変動額合計	95,765
当期末残高	3,608,611

【個別注記表】

＜重要な会計方針＞

１．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式、関連会社株式及び時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法により行っております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物　　：８年～50年

器具及び備品：２年～17年

(2) 無形固定資産

商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法で償却しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 偶発損失引当金

翌事業年度の関係会社に係る資金負担見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

＜会計方針の変更＞

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

＜貸借対照表の注記＞

１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．担保に供している資産

投資その他の資産のうち3,398百万円

３．有形固定資産の減価償却累計額　1,380百万円

無形固定資産の減価償却累計額　3,421百万円

４．保証債務

(1) Mizuho Financial Group (Cayman) Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証402,661百万円を行っております。

(2) みずほコーポレート銀行及びMizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaftのドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。

みずほコーポレート銀行　26,322百万円

Mizuho Corporate Bank(Germany) Aktiengesellschaft　9,169百万円

５．関係会社に対する短期金銭債権　16,056百万円

関係会社に対する短期金銭債務　700,162百万円

関係会社に対する長期金銭債権　932百万円

関係会社に対する長期金銭債務　1,764百万円

＜損益計算書の注記＞

１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．関係会社との取引高

営業取引

営業収益　442,701百万円

営業費用　4,061百万円

営業取引以外の取引高　56,468百万円

３．その他の営業外収益のうち62百万円は源泉所得税等還付加算金、51百万円は優先株式関連事務等に係る関係会社受入手数料であります。

＜株主資本等変動計算書の注記＞

１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自　己　株　式					
普　通　株　式	3	11,620	288	11,335	注１
第十一回第十一種優先株式	－	2,829	28	2,801	注２
合　計	3	14,450	317	14,136	

注１　増加は自己株式（普通株式）の取得（283千株）、端株及び単元未満株式の買取（11千株）並びに端数等無償割当て（11,325千株）によるものであり、減少は自己株式（普通株式）の消却（276千株）並びに端株及び単元未満株式の買増請求に応じたこと（11千株）によるものであります。

２　増加は取得請求（31千株）及び端数等無償割当て（2,798千株）によるものであり、減少は自己株式（優先株式）の消却によるものであります。

＜税効果会計の注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	1,025,959百万円
繰越欠損金	867,406百万円
その他	32,624百万円
繰延税金資産小計	1,925,991百万円
評価性引当額	△ 1,925,330百万円
繰延税金資産合計	661百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 1,134百万円
その他	△ 39百万円
繰延税金負債合計	△ 1,174百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△ 512百万円

＜１株当たり情報の注記＞

１．１株当たり純資産額　236円36銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	3,608,611百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	969,013百万円
（うち優先株式払込金額）	(948,641百万円)
（うち優先配当額）	(19,339百万円)
（うち新株予約権）	(1,032百万円)
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	2,639,598百万円
１株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式の数	11,167,604千株

２．１株当たり当期純利益　32円0銭

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	378,815百万円
普通株主に帰属しない金額	19,339百万円
（うち優先配当額）	(19,339百万円)
普通株式に係る当期純利益	359,476百万円
普通株式の期中平均株式数	11,231,685千株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成２１年５月１３日

株式会社　みずほフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　　御　中

新　日　本　有　限　責　任　監　査　法　人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村　直季	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見　睦生	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木　哲也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦　昇	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

（重要な後発事象）に記載されているとおり、連結子会社であるみずほ証券株式会社と持分法適用の関連法人等である新光証券株式会社は平成２１年５月７日に合併し、合併後のみずほ証券株式会社は連結子会社となった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成２１年５月１３日

株式会社　みずほフィナンシャルグループ

取　締　役　会　　御　中

新　日　本　有　限　責　任　監　査　法　人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　松村　直季	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　江見　睦生	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　茂木　哲也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　三浦　昇	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に基づき、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２１年５月１４日

株式会社　みずほフィナンシャルグループ　　監　査　役　会

常勤監査役	杉　田　義　明	㊞
常勤監査役	宗　岡　恒　雄	㊞
社外監査役	野　﨑　幸　雄	㊞
社外監査役	関　　正　弘	㊞
社外監査役	石　坂　匡　身	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しております。

こうした方針のもと、当事業年度末における剰余金の配当につきましては、連結業績が前事業年度に比べ大幅に悪化いたしましたが、株主の皆さまに安定的な利益還元を行う観点から、内部留保の状況等を勘案しつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

１．配当財産の種類

金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式につきましては、前事業年度と同水準の、１株当たり１０円とさせていただくものであります。

また、各種優先株式につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただくものであります。

	１株当たりの配当金額	配当金の総額
普通株式	10円	111,676,047,570円
第十一回第十一種優先株式	20円	18,239,020,000円
第十三回第十三種優先株式	30円	1,100,700,000円
合計	－	131,015,767,570円

３．剰余金の配当が効力を生ずる日

平成２１年６月２５日

第２号議案　定款一部変更の件

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成１６年法律第８８号。以下「決済合理化法」という。）が平成２１年１月５日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、決済合理化法附則第６条第１項に基づき、同法の施行日に現行定款第７条（株券の発行）を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

また、平成２０年７月１日以降の取得請求による第十一種の優先株式の取得、平成２０年７月７日から平成２０年７月２４日までの期間に実施した当社普通株式の取得、並びに平成２０年９月２６日付で実施した当社普通株式及び第十一種の優先株式の消却に伴い、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数（普通株式及び第十一種の優先株式）を減ずるものであります。（定款変更案第６条）

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示す）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） **第６条**　当会社の発行可能株式総数は、28,790,759,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 普通株式　24,392,259,000株 第十一種の優先株式　1,398,500,000株 第十二種の優先株式　1,500,000,000株 第十三種の優先株式　1,500,000,000株 **（株券の発行）** **第７条**　当会社は、株式に係る株券を発行する。 **第８条～第12条**　（条文省略）	**（発行可能株式総数）** **第６条**　当会社の発行可能株式総数は、28,485,271,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 普通株式　24,115,759,000株 第十一種の優先株式　1,369,512,000株 第十二種の優先株式　1,500,000,000株 第十三種の優先株式　1,500,000,000株 （削除） **第７条～第11条**　（現行のとおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主名簿管理人） **第13条**　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） **第12条**　（現行のとおり） ②　（現行のとおり） ③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規程） **第14条**　（条文省略）	（株式取扱規程） **第13条**　（現行のとおり）
（優先配当金） **第15条**　当会社は、第54条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第16条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 第十一種の優先株式 １株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額 第十二種の優先株式 １株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額 第十三種の優先株式 １株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額 ②　（条文省略） ③　（条文省略）	（優先配当金） **第14条**　当会社は、第53条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 第十一種の優先株式 １株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額 第十二種の優先株式 １株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額 第十三種の優先株式 １株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額 ②　（現行のとおり） ③　（現行のとおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（優先中間配当金） **第16条**　当会社は、第55条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第１項本文で定める額の２分の１の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。	（優先中間配当金） **第15条**　当会社は、第54条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第１項本文で定める額の２分の１の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。
第17条～第30条　（条文省略）	**第16条～第29条**　（現行のとおり）
（種類株主総会） **第31条**　（条文省略） ②　（条文省略） ③　第25条から第27条まで、第29条および前条の規定は、種類株主総会において、これを準用する。	（種類株主総会） **第30条**　（現行のとおり） ②　（現行のとおり） ③　第24条から第26条まで、第28条および前条の規定は、種類株主総会において、これを準用する。
第32条～第56条　（条文省略）	**第31条～第55条**　（現行のとおり）
（新設）	附則 （株券喪失登録簿） **第１条**　当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 ②　当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 （その他） **第２条**　本附則は、平成22年1月6日にこれを削除する。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役前田 晃伸、本山 博史、野見山 昭彦、大橋 光夫、安樂 兼光の５氏は本総会終結の時をもって任期が満了し、森田 庸夫、齋藤 宏、杉山 清次の３氏は今般、取締役を辞任されます。これに伴い、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	前 田 晃 伸 （昭和20年１月２日生）	昭和43年４月 株式会社富士銀行入行 平成７年６月　同 取締役融資企画部長 平成８年４月　同 取締役総合企画部長 平成９年５月　同 常務取締役 平成10年１月　同 常務取締役公共・金融グループ長 平成11年５月　同 常務取締役財務統轄役員 平成13年５月　同 副頭取財務統轄役員（平成14年３月まで） 平成14年１月 株式会社みずほホールディングス（現株式会社みずほフィナンシャルストラテジー）取締役 平成14年４月　同 取締役社長（平成19年４月まで） 平成15年１月 当社取締役社長 平成21年４月　同 取締役会長（現任）	普通株式 133,770株

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
2	小崎 哲資 （昭和27年１月27日生）	昭和51年４月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年３月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員企画グループ・シニアコーポレートオフィサー 平成16年４月　同 常務執行役員（平成16年６月まで） 同 年　同 月 当社常務執行役員企画グループ長兼コンプライアンス統括グループ長 平成16年６月　同 常務取締役企画グループ長兼コンプライアンス統括グループ長 平成16年10月　同 常務取締役企画グループ長 平成17年６月　同 常務取締役企画グループ長兼ＩＴ・システム・事務グループ長 平成19年４月　同 取締役（平成19年６月まで） 同 年　同 月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取 平成21年４月 当社副社長執行役員財務・主計グループ長（現任） 同 年　同 月 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長（現任） （他の法人等の代表状況） 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー 取締役社長	普通株式 108,480株
3	齊藤　肇 （昭和31年７月７日生）	昭和54年４月 株式会社第一勧業銀行入行 平成16年４月 当社財務企画部長 平成18年３月 株式会社みずほ銀行執行役員総合資金部長 平成20年４月 当社常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長兼コンプライアンス統括グループ長 平成21年４月　同 常務執行役員内部監査部門長（現任）	普通株式 12,000株

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
4	西堀　　利 （昭和28年３月２日生）	昭和50年４月 株式会社富士銀行入行 平成14年４月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員財務企画部長 平成14年12月　同 執行役員財務・主計グループ・シニアコーポレートオフィサー 平成16年４月 当社常務執行役員財務・主計グループ長 平成16年６月　同 常務取締役財務・主計グループ長 平成19年４月 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長（平成20年４月まで） 平成20年４月 当社取締役（平成20年６月まで） 同 年　同 月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取 平成21年４月　同 取締役頭取（現任） （他の法人等の代表状況） 株式会社みずほ銀行　取締役頭取	普通株式 47,100株
5	佐藤康博 （昭和27年４月15日生）	昭和51年４月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年３月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー 平成16年４月　同 常務執行役員営業担当役員 平成18年３月　同 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員 平成19年４月　同 取締役副頭取内部監査統括役員 平成21年４月　同 取締役頭取（現任） （他の法人等の代表状況） 株式会社みずほコーポレート銀行　取締役頭取	普通株式 15,880株

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
6	野見山 昭 彦 （昭和９年６月15日生）	昭和32年４月 日本鉱業株式会社入社 昭和59年６月　同 取締役 平成元年６月　同 常務取締役 平成４年12月 株式会社日鉱共石常務取締役 平成５年12月 株式会社ジャパンエナジー常務取締役 平成６年６月　同 専務取締役 平成８年６月　同 代表取締役 社長 平成12年６月　同 代表取締役 取締役会長兼社長 平成14年４月　同 代表取締役 取締役会長 平成14年９月 新日鉱ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成15年６月　同 代表取締役 取締役会長 平成18年６月　同 相談役（現任） 平成19年６月 当社社外取締役（現任）	普通株式 3,100株
7	大 橋 光 夫 （昭和11年１月18日生）	昭和34年３月 株式会社三井銀行入行 昭和36年12月 昭和電工株式会社入社 昭和63年５月　同 総合企画部長 平成元年３月　同 取締役総合企画部長 平成５年３月　同 常務取締役 平成７年３月　同 専務取締役 平成９年３月　同 代表取締役社長 平成17年１月　同 代表取締役会長 平成17年６月 当社社外取締役（現任） 平成19年３月 昭和電工株式会社取締役会長（現任）	普通株式 0株
8	安 樂 兼 光 （昭和16年４月21日生）	昭和39年４月 日産自動車株式会社入社 平成５年６月　同 取締役 平成９年６月　同 常務取締役 平成11年５月　同 代表取締役副社長 平成12年４月　同 取締役副会長 平成12年６月　同 副会長 平成14年４月 日産不動産株式会社代表取締役社長 平成17年６月　同 相談役 平成18年７月 日産ネットワークホールディングス株式会社相談役 平成19年６月 当社社外取締役（現任）	普通株式 7,000株

（注）１．野見山昭彦、大橋光夫、安樂兼光の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

２．社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約締結について

(1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

イ．野見山昭彦氏につきましては、新日鉱ホールディングス株式会社代表取締役社長及び代表取締役取締役会長を務めた豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った同氏の幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

ロ．大橋光夫氏につきましては、同氏が取締役会長を務める昭和電工株式会社における豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の三親等以内の親族が、当社の従業員として勤務しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

ハ．安樂兼光氏につきましては、日産自動車株式会社代表取締役副社長を務めた豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った同氏の幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

社外取締役候補者である野見山昭彦、大橋光夫、安樂兼光の３氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、前記の事業報告「３．社外役員に関する事項」における「(3)責任限定契約」（32頁）に記載のとおりであります。

３．大橋光夫氏が富国生命保険相互会社の社外監査役在任中である平成20年７月、同社は保険金・給付金の支払い漏れを発生させたことに伴い金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、同事案発覚まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会及び監査役会を通じて、顧客利便性の視点に立った指導を行い、注意を喚起しておりました。事案発覚後、同氏は、再発防止策等が十分機能しているかを点検し、経営管理態勢への助言及び内部監査態勢の強化に取り組み、監査役としての職務を遂行しております。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役杉田 義明氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。これに伴い、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏　　名 （生年月日）	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
森 田 庸 夫 （昭和29年４月29日生）	昭和53年４月 株式会社富士銀行入行 平成15年８月 当社管理部長 平成18年３月　同 執行役員管理部長 平成20年４月　同 常務執行役員内部監査部門長 平成20年６月　同 常務取締役内部監査部門長 平成21年４月　同 取締役（現任）	普通株式 17,150株

（注）監査役候補者森田庸夫氏には、当社取締役を辞任のうえ、本総会終結後直ちに就任する旨の承諾を得ております。

以　上

【 ご 参 考 】

1．株式会社みずほフィナンシャルグループの連結決算について

(1) 連結損益の状況

（単位：億円）

		平成20年度	比較	平成19年度
連結粗利益	①	18,069	1,460	16,609
資金利益		10,688	52	10,636
信託報酬		558	△84	643
うち信託勘定与信関係費用		—	—	—
役務取引等利益		4,166	△778	4,945
特定取引利益		3,015	2,453	561
その他業務利益		△359	△182	△177
営業経費	②	△11,927	△681	△11,245
うち人件費		△5,483	△868	△4,614
うち物件費		△5,911	150	△6,062
不良債権処理額（含む 一般貸倒引当金純繰入額）	③	△5,543	△3,526	△2,017
株式関係損益	④	△4,002	△6,535	2,533
持分法による投資損益	⑤	△35	△126	90
その他	⑥	△511	1,487	△1,999
経常利益	⑦（①～⑥の合計）	△3,951	△7,922	3,971
特別損益	⑧	△107	△996	889
うち貸倒引当金戻入益等		176	△1,010	1,186
税金等調整前当期純利益	⑨＝⑦＋⑧	△4,058	△8,919	4,860
法人税、住民税及び事業税	⑩	△482	△160	△322
法人税等調整額	⑪	△1,091	94	△1,185
少数株主損益	⑫	△255	△15	△240
当期純利益	⑬＝⑨＋⑩＋⑪＋⑫	△5,888	△9,000	3,112

（注）記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

与信関係費用（含む信託勘定与信関係費用）	△5,367	△4,536	△830

与信関係費用＝不良債権処理額(含む一般貸倒引当金純繰入額)＋貸倒引当金戻入益等＋信託勘定与信関係費用

(2) 連結自己資本比率（第一基準）

（単位：億円）

	平成20年度末（速報値）	平成19年度末	増 減
自己資本	62,269	77,083	△14,813
リスク・アセット	589,839	658,728	△68,889
自己資本比率（%）	10.55	11.70	△1.15

（注）記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

２．みずほ銀行・みずほコーポレート銀行・みずほ信託銀行の決算について

(1) 損益の状況

（単位：億円）

		平成20年度					
		みずほ銀行	みずほコーポレート銀行	みずほ信託銀行	合計	比較	平成19年度
業務粗利益	①	8,277	5,281	1,300	14,859	△2,358	17,218
資金利益		6,036	3,165	486	9,688	148	9,540
信託報酬		－	－	545	545	△84	630
うち信託勘定与信関係費用		－	－	－	－	－	－
役務取引等利益		1,566	1,169	255	2,992	△525	3,517
特定取引利益		383	1,533	11	1,928	△1,760	3,689
その他業務利益		289	△586	1	△294	△136	△158
経費（除く臨時処理分）	②	△5,711	△2,468	△912	△9,093	△491	△8,601
うち人件費		△1,661	△841	△316	△2,819	△526	△2,292
うち物件費		△3,726	△1,507	△569	△5,803	12	△5,816
実質業務純益	③＝①＋②	2,565	2,813	388	5,766	△2,850	8,617
一般貸倒引当金純繰入額	④	△745	△367	41	△1,070	△949	△120
業務純益	⑤＝③＋④	1,820	2,445	430	4,696	△3,799	8,496
臨時損益	⑥	△4,722	△4,660	△516	△9,899	△8,126	△1,772
うち株式関係損益		△1,630	△2,637	△174	△4,442	△6,844	2,401
うち不良債権処理額		△2,495	△1,675	△311	△4,482	△2,333	△2,148
経常利益	⑦＝⑤＋⑥	△2,901	△2,214	△86	△5,202	△11,926	6,723
特別損益	⑧	839	11	△22	827	4,255	△3,427
うち貸倒引当金戻入益等		92	67	－	159	△1,184	1,343
うち投資損失引当金戻入益		836	－	－	836	836	－
税引前当期純利益	⑨＝⑦＋⑧	△2,062	△2,203	△109	△4,374	△7,671	3,296
法人税、住民税及び事業税	⑩	△5	△207	△0	△213	△207	△5
法人税等調整額	⑪	△868	△144	△168	△1,181	173	△1,355
当期純利益	⑫＝⑨＋⑩＋⑪	△2,936	△2,555	△278	△5,769	△7,705	1,935

（注）1. 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。
2. みずほ信託銀行の実質業務純益は、「信託勘定与信関係費用」を控除しております。

（参考）

与信関係費用	△3,148	△1,974	△269	△5,393	△4,467	△925

与信関係費用＝不良債権処理額＋一般貸倒引当金純繰入額＋貸倒引当金戻入益等＋信託勘定与信関係費用

(2) 預金・貸出金

（単位：億円）

	平成20年度末				比較	平成19年度末
	みずほ銀行	みずほコーポレート銀行	みずほ信託銀行	合計		
預金（含む譲渡性預金）	571,357	268,478	35,561	875,398	3,799	871,598
貸出金	371,266	299,113	34,395	704,775	48,108	656,667

（注）記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 金融再生法開示債権

（単位：億円）

	平成20年度末				比較	平成19年度末
	みずほ銀行	みずほコーポレート銀行	みずほ信託銀行	合計		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,194	326	567	3,087	1,714	1,373
危険債権	4,147	1,738	94	5,980	2,225	3,755
要管理債権	2,388	2,276	114	4,779	△2,124	6,904
合計	8,729	4,341	776	13,847	1,815	12,032

（注）1. 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。
2. みずほ信託銀行の計数には信託勘定を含んでおります。

(4) 有価証券評価差額

（単位：億円）

	平成20年度末				比較	平成19年度末
	みずほ銀行	みずほコーポレート銀行	みずほ信託銀行	合計		
株式	△1,018	△1,209	94	△2,133	△11,089	8,956
債券	130	△4	△15	110	1,096	△986
その他	△533	△2,245	△262	△3,041	△1,091	△1,950
合計	△1,421	△3,459	△184	△5,065	△11,084	6,019

（注）1. 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。
2. 時価のある「その他有価証券」に係る貸借対照表計上額と取得原価の差額を記載しております。
3. 貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めております。
4. 株式については期末前１ヵ月の平均時価に、それ以外は期末日の時価に基づいております。

(5) 連結自己資本比率（速報値）

（単位：億円）

	平成20年度末		
	みずほ銀行 （国内基準）	みずほコーポレート銀行 （国際統一基準）	みずほ信託銀行 （国際統一基準）
自己資本	30,027	37,818	4,104
リスク・アセット	254,783	317,908	30,649
自己資本比率（%）	11.78	11.89	13.39

（注）記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

3．みずほ証券の決算について

(1) 損益の状況

（単位：億円）

	平成20年度	平成19年度	増　減
営業収益	1,081	939	142
純営業収益	645	497	147
営業利益	△37	△302	265
経常利益	55	△256	312
当期純利益	40	△4,378	4,419

（注）記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 財務の状況

（単位：億円）

	平成20年度末	平成19年度末	増　減
純資産	3,287	3,261	26

（注）記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

（参考）

（単位：%）

自己資本規制比率	273.4	266.9	6.5

以　上

第７期定時株主総会会場のご案内

会　　場　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号

東京国際フォーラム　ホールＡ

もよりの駅　Ｊ　Ｒ　有楽町駅

東　京　駅

地下鉄　有楽町駅　（有楽町線）

東　京　駅　（丸ノ内線）

日比谷駅　（三田線、日比谷線、千代田線）

銀　座　駅　（丸ノ内線、日比谷線、銀座線）

二重橋前駅　（千代田線）

〔会場付近略図〕

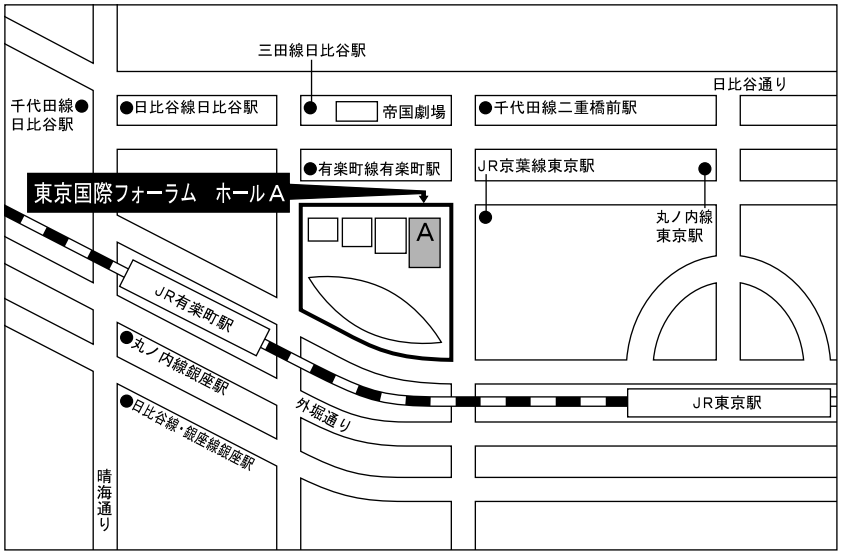

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。